

# 災害における応急復旧等の協力に関する協定書

令和2年4月1日 締結

東北電力ネットワーク株式会社 土木建築部

一般社団法人日本建設業連合会 東北支部

## 災害における応急復旧等の協力に関する協定書

東北電力ネットワーク株式会社（以下「甲」という。）と一般社団法人日本建設業連合会東北支部（以下「乙」という。）とは、地震、大雨、大雪、その他の自然災害により甲の電気工作物等が被災した場合（以下「災害時」という。）における、応急復旧用資機材の確保及び応急作業（以下「応急復旧」という。）の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

### （協力の要請）

第1条 甲は、災害時における応急復旧の実施にあたり、乙の協力が必要になった場合は、乙に対し、その協力を要請できるものとする。

2 乙は、甲から前項による協力要請を受けたときは、速やかに甲の行う応急復旧に協力するものとする。

### （応急復旧の実施場所）

第2条 応急復旧の実施場所は、甲の要請する災害発生場所とする。

### （応急復旧の実施体制）

第3条 乙は、甲からの協力要請に対し円滑な対応ができるよう、あらかじめ乙の会員（以下「会員」という。）の動員方法を定め、その実施体制を甲に提出するものとする。

### （建設資機材等の報告）

第4条 乙は、建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の現況について把握し、甲が報告を求めたときは、速やかに甲に報告するものとする。

### （協力要請の手続き）

第5条 甲は、第1条第1項により、乙に対して応急復旧の協力要請をするときは、甲の復旧業務統括者（以下「復旧統括者」という。）を選任し、乙に対して通知するとともに、作業内容、日時、場所、必要人員、必要資機材、その他必要事項を文書又は電話等により、乙に通知し、甲乙協議しながら応急復旧を進める。

但し、乙に対する協力要請の連絡が災害等により不能となった場合あるいは緊急を要する場合は、甲が会員に対する協力要請を直接行うことができるものとする。

(応急復旧)

第6条 乙は、会員に対して、復旧統括者の指示に基づき、応急復旧を実施させるものとする。

- 2 会員は、出勤後直ちに復旧統括者の指示に従い、現場責任者と連絡先、出勤時間、作業員名簿及び建設資機材等を復旧統括者に報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 会員が応急復旧に要した費用は、甲が負担する。

- 2 会員は応急復旧の終了後、稼働実績等について復旧統括者へ報告し、認定を受けるものとする。
- 3 甲は、甲の基準に基づき応急復旧に要した費用を支払うものとする。

(損害の負担)

第8条 応急復旧の実施に伴い第三者に損害が生じたときは、当該会員が処理をし、損害を賠償するものとする。ただし、必要に応じて、甲と乙または復旧統括者と会員で処理方法について協議できるものとし、その損害のうち甲の責めに帰すべき事由、並びに会員が善良な管理者としての注意を払っても避けることが出来ない事由により生じた損害は、甲がこれを賠償する。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は、この協定に定める事項に疑義を生じたときは、甲乙が協議して定めるものとする。

(適用時期)

第10条 この協定は、締結日から令和3年3月31日まで適用とする。但し、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙から別段の意思表示がないときは、次の1年間これを有効とし、以後この例により継続する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 東北電力ネットワーク株式会社  
土木建築部長 酒井 龍一



乙 一般社団法人日本建設業連合会 東北支部  
支部長 西岡 巖

